

東京圏 埼玉 千葉 東京 神奈川 から 新潟市への U・Iターンで



交付 30万円 (1世帯あたり)

1. 交付申請

① 移住元に関する要件

- 新潟市に住民票を移す直前に、**連続して1年以上、東京圏に在住**していたこと。

② 本市に関する要件

- 令和2年7月1日から令和3年3月31日**の間に新潟市に住民票を移して転入し、かつ就業を開始したこと。
- 申請日から3年以上、継続して新潟市に居住する意思を有していること（※申請日から3年未満に本市から転出した場合、特別支援金（就業・起業）の全額返還が求められます）。など



③ 仕事に関する要件 ※A就業又はB起業のいずれかの要件を満たすこと

A 就業の要件（下記の要件全てを満たすこと）

- 就業先が、新潟県の運営する「**企業情報ナビ**」、又は新潟市就職応援サイト「**にいがたで働こう**」に掲載している法人（国・地方公共団体を除く。）であること。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいた就業であること。
- 申請日から3年以上、継続して勤務する意思を有していること（※申請日から1年以内に特別支援金（就業・起業）の要件を満たす職を辞した場合、特別支援金（就業・起業）の全額返還が求められます）。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用（新卒採用を除く）であること。など

「企業情報ナビ」 「にいがたで働こう」



B 起業の場合（下記のいずれかを満たすこと）

- 公益財団法人にいがた産業創造機構が定めるU・Iターン創業応援事業の交付決定を受けて1年以内であること。
- 新潟市中小企業開業資金貸付の融資決定を受けて1年以内であること。

①～③の要件を全て満たした場合に、特別支援金（就業・起業）交付申請書を**令和3年3月31日**（本市に転入後6か月以内に限り）までに新潟市に提出 → 交付決定通知書を交付

2. 実績報告

- 交付決定後1か月を経過した日から6か月以内**に、「特別支援金（就業・起業）実績報告書」、「住民票の写し（交付決定から1か月以上経過した発行日のものに限る）」、「**A 就業**の要件を満たした方は、特別支援金（就業・起業）に係る就業先に連続して1か月以上在職したことを証する在職証明書」を新潟市に提出する。
→ 特別支援金（就業・起業）確定通知書・支援金を交付

<支援額> **1世帯あたり30万円**

[交付申請受付期限]

令和3年**3月31日(水)**まで

※新潟市に転入後6か月以内。

事業の詳細・申請様式のダウンロードはこちらから



ご注意

新潟市移住支援金交付要綱第11条に基づく「移住支援金」及び新潟市移住促進特別支援金（体験居住）交付要綱第8条に基づく「特別支援金（体験居住）」の交付を受けた者は、特別支援金（就業・起業）の交付を受けることができません。